

会員研究

やってしまった元平親王

真野 信治

はじめに

第五十七代陽成天皇の第二皇子元平親王がやってしまった。天曆七年（九五三）正月叙位において「王氏爵不正事件」を起こしてしまつたのである。何があつたのか？

流の判決を受けてしまった。令の規定を破つてまで不正（詐称）を強行したその真意は果たして何だつたのか。先学の論考を踏まえながらこの事件の真相に迫ってみる。

一、不正事件のあらまし

元平親王！と叫びたい胸中ではあるが、動機は何なのか？共犯者はいたのか？また、親王の身でありながら事を起こしてしまつたことへの世間の反応はいかばかりであつたのか？是非とも真相を知りたいところでもある。しかし、今となつては、親王の心の内を知りうる事は出来ない。あえて憶測すれば、当時は光孝天皇系である村上天皇の時世であり、文徳天皇系の清和・陽成の後胤は忘れ去られていく一流れであることは否めず、それゆえ発覚しないとも思つたのかもしれない。が、もちろんこの不正はすぐに露見し、親王は遠

事の次第はこうである。平安時代の朝廷内の制度の一つに「氏爵」制度というものがある。簡単に言うと、毎年の正月叙位にあたって、四つの有力氏族である王氏・源氏・藤原氏・橘氏のそれぞれの氏長者に、今回叙爵にあずかる氏族内の者を選定し、推挙させるといふ仕組みのことである。ただ、王氏は氏長者を定めることは出来ないの
で、「是定（ぜじょう）」という代行者を立て、その者が属する天皇ごとのグループ（〇〇天皇の子孫）から推薦者を出すこととなつてい
る。天曆七年、元平親王にその是

定の順番（「巡」という）が回ってきたわけである。そこで親王は、自分の所属する陽成天皇の子孫（これを「元慶御後」という）として、源経忠という者を選定した。しかも陽成天皇の二世孫王として叙爵させようとしたらしい。ところが、この経忠が陽成の子孫ではなく、実は清和天皇の子孫（「貞観御後」という）であったことが発覚してしまった。つまり親王は経忠と組んで詐称行為を行ったということになる。元慶御後ではない者を元慶御後として推薦するのは、明らかにルール違反であり、すぐに両名は罪に問われると事となった。

史料から追ってみると、この事件を直接記した史料はなく、『権記』長徳四年十一月十九日条に「去天曆七年王氏爵巡、相当於元慶御後。氏は定式部卿元平親王、以貞観御後源経忠為元慶御後王氏、申関榮爵。依有事聞、令法口勘申所当罪状、親王并経忠遠流。但親王可官当、依官高可贖銅者。其後有大赦。又依宣旨□□云、所当之罪科可原免。所給之位記可返進者」とある。つまり、過去にあった不正事件の事例として取り上げてい

る史料なのだが、そこから我々はこの事件の詳細を知ることが出来る。これにある通り、判決は両名とも遠流であったが、後に親王は減刑されて贖銅（罰金のこと）、さらに大赦で位記の没収という顛末が見て取れる。経忠も大赦により位記没収のみであった。

二・源経忠の正体

ではこの源経忠とはいかなる人物なのか。『小右記』長元四年（一〇三一）条にも事件の関連記事があるが、そこに「改姓為臣者」とあり、先学の指摘から、皇族出身で源朝臣を賜姓され臣籍降下した人物とみて間違いない。しかも名前に「経」を用いる清和天皇の孫王となると、第六皇子貞純親王の子のみである。因みに「忠」を用いる孫王は他にはいない。貞純親王と言えば、その子に超有名人、武門源氏の始祖と言われる六孫王源経基がいることは周知のことである。となるとこの経忠は経基とどのような関係にあるのか、この点をクリアにする史料は今のところ見当たらない。『尊卑分脈』などの系図類にも、経基・経生の兄弟は見られるが、肝心の経忠の名

が見えないのが悩ましい。既述した通り不名誉な人物であるがゆえに削除されたのでは、と見なす説もある。両名が同時代人であることを踏まえ、経基の兄弟かもしれない同一人物である可能性は非常に高く、逆にこの関係を比定できる史料も今のところない。

三・事件の真相に迫る

それでは、彼らはなぜこんな不正事件を起こしたのであろうか。その理由を探ってみる。表面的には、元平親王が経忠と共謀して、経忠を陽成天皇孫王と偽って王氏爵（従四位下）にあずかるよう詐称した、という事件である。事件が起きるまでの経緯は、経忠が親王を唆し頼み込んだのか、親王の方が一役買って出たのか、様々な憶測が考えられる。ただ言えることは、発覚すれば当然罪に問われることがわかっているにもかかわらず、実行してしまったという事実だけが残る。当時は村上天皇の時世、清和天皇・陽成天皇の子孫は世間から忘れ去られており、決してバレルことはないという括っていた可能性があると言え、研究者もいる。ただ、世間はそう甘

くはなかった。このかなりのリスクを背負ってまで懇請した経忠の周辺を探ってみると、実はある問題を抱えていたことがわかる。

そもそも叙爵とは、貴族（源氏・藤氏・橘氏）として下限の位階である従五位下に叙位されることを言う。ただし、王氏爵に關してのみ、孫王には従四位下を授けることとなつてゐる（孫王が臣籍降下した場合は、従五位下となる）。その定められた位のことを「蔭位」と言う。蔭位とは、高位者の子孫を、父祖である高位者の位階に依じて一定以上の位階に叙位する制度のことであり、いわば父祖のお蔭で高叙位できる仕組みと言つたとところだろうか。現代社会に置き換えると、企業に入社した新人について、普通一般社員がスタートラインだが、親が役員であるお蔭で特別に係長がスタートラインになるといふ状況を想像すると分りやすいかもしれない。

ところが、『西宮記』卷一、正月五日叙位議には「氏爵・・・二世孫王（従四位下。自解、依巡。預昇殿者超越。貞観孫王従五位下）」という記録があり、なんと清和天皇の孫王（貞観御後）のみ、

王氏爵における蔭位が従五位下であるという例外的な規定があったらしいのである。いわばローカルルールのようなものだ。先学の研究では、この例外規定は清和天皇自らが取決めたらしい痕跡があると説くが、清和孫王にしてみれば、なんとも迷惑千万な話である。『西宮記』は確実な一級史料であるため、この例外規定は事実とみて間違いない。同じ役員の息子なのに自分だけ一般社員としてヒラからスタートせざるを得ない状況だったのが、この清和孫王であったわけだ。蔭位が従四位下か従五位下では四階の差があるが、数字以上の開きがあったことは想像に難くない。そう考えると、貞観御後である経忠は、この特例に納得できなかつたものと思われる。それで懇意にしている元平親王に依頼し、元慶御後の二世孫王と偽り、従四位下として直叙されることを狙った。これが現状で考え得る限りの真相であろう。ただ、皮肉なことに、この不正事件のお蔭で、後世の我々は間違いなく貞観御後であった経忠の存在を知ったわけだが、これがある論争に影響を及ぼすこととなる。

四・再び脚光を浴びる不正事件

この天曆七年の事件、天を揺るがすほどの大事件ではなかったろうが、実は千年の時を超えてある論争における重要な材料となることと再び注目を浴びることとなる。それは明治三十三年、星野恒が発表した論考（『世ノ所謂清和源氏八陽成源氏ナル考』、『史学叢説』第二集）が発端となつて、史学界を揺るがせた「清和源氏は実は陽成源氏であった」という有名な論争である。現在は、この星野恒以後、昭和期には竹内理三が肯定するなど動きがあり、「陽成源氏に呼び名を替えるべき」という説、「従来の清和源氏のままよい」という説、双方とも決定的な根拠を提示できず、いまだクリアな決着には至っていない。一つ言えることは、長い間学界で通例として呼称されてきたものが「実はそうではなかった」という説が発表されるのと、とかくそれに飛びつく歴史学関係者は意外に多いものである。星野の論拠は、永承元年（一〇四六）新造の河内国誉田八幡宮に奉ったという告文（こうもん）の写しである、石清水八幡宮田中家

……
 做ツクシメテ 奉オウラシメ 先祖之本系者ケイノ 大菩薩之聖体者〔念神天皇〕 忝ヒトシ 廿二世之氏祖也〔源満仲〕（先人新苑）其先経基 其先元平親王、其先陽成天皇、其先清和天皇、其先文德天皇、其先深草天皇、其先嵯峨天皇、其先柏原天皇、其先白壁天皇、其先天智天皇、其先施基王子、其先舒明天皇、其先敏達天皇、其先欽明天皇、其先繼体天皇、其先彦王子、八幡宮五世孫也。……今某、苟セ 身体髮タガヒ 膚ヲ 承ツケ 祖宗ノ 僅知ニ 立ツキ 身ヲ 孝ヲ 初ニ 所謂曾祖陽成天皇者〔念神天皇〕 權現之十八代孫也。頼信者彼ノ 天皇之四世孫也。……

文書「源頼信告文案」がすべてであると言つていい。いわゆる「頼信告文」として有名になった史料であり、これ以外の論拠を補する有効な史料は挙げていない。そこに突然脚光を浴びたのがこの不正事件であり、「従来の清和源氏で良い」説のよりどころとなる可能性を秘めながら、取り上げられ始めたのである。

出典は、『大日本古文书』家わけ第四之一「石清水文書」（田中家文書）

五・陽成源氏説の根拠である「源頼信告文」

まず星野恒は、この告文を持ち出して以下の通り論じている。つ

まり「告文」は、六孫王源経基の孫である河内守頼信が、自身の系譜について、はっきりと陽成天皇の子孫であることを表明している願文であり、起請文と同様のものなので、嘘偽りを記すわけがないと述べている。確かに「先人新苑（源満仲）、其先経基、其先元平親王、其先陽成天皇」とあり、明らかに経基は元平親王の子であることを記している。もちろん、陽成天皇の父は清和天皇であるのだが、系譜を遡つて最初にたどり着いた〇〇天皇を踏まえて「〇〇源氏」と呼称することになっているので、この告文を信ずれば、りつぱに「陽成源氏」であり、星野の「清和源氏を陽成源氏に言い替えるべ

きだ」という主張は、この史料からは首肯できる事になる。

一方、この告文自体は鎌倉時代の「写し」であり、告文の裏面に校正したと但し書きがあるなど、その真偽をめぐって様々な説が発表されている。その中から二つほど挙げると、まずは告文に「其先経基」とあるのが気になるという。「源朝臣経基」とはなつておらず、陽成天皇孫王の身分であることを示している。しかし頼信がこの願文を奉納した時点で、経基が臣籍降下した賜姓源氏であることを知らないはずがないので、この記述はおかしい。これが恣意的に記されたとすれば、経忠が二世孫王として詐称した状況と酷似しており、結果、正確に記した系譜より別の何かを表明しているようにも思えてくる。二つ目は、経基の子満仲を「新発」としていることである。これは新しく出家した者の意であるが、この表現は院政期ごろから用いられた語句であり、「告文」が奉納された永承元年当時はまだ用いられてなかった表現であると説く研究者がいる。

こうしてみると、この告文はどこまで信頼がおけるものなのか、

非常に判断の難しい史料と言える。先にも触れたが、事実と違う系譜を記した裏には、頼信の、事件の顛末を知った上で父祖の尊厳を守るためあえて陽成子孫と記さざるを得なかった心情が見え隠れする。

六．源経基と「貞観御後」の経忠

今まで見てきた通り、不正事件を起こした経忠は清和天皇の孫であることは間違いない。なぜなら清和孫王以外であれば、不正する必要がないからだ。ただ、経忠が系図上に表れていないのは厄介である。不名誉な人物であったから、という事由はあまり説得力がない。経基が改名して経忠になった可能性もなくはないが、「告文」以外に経忠を記す史料が一切ないことから、安易に首肯は出来ない。不正事件での元平親王との関わり、並びに「告文」絡みでの元平親王との関わりを考えると、双方とも、貞観御後を元慶御後孫王と主張すること、さらに主要人物が元平親王であること、という共通点を強調する論考もある。不正事件から、奇しくも清和孫王であることが確

実視される経忠、清和天皇第六皇

子の子なので六孫王と称する経基。こうしてみると両名は非常に近い親族か、或いは同一人物と考えざるを得ない。

また、それ以上に注目したいのは、仮に「告文」通り、経基(王)が元平親王の子であれば、自動的に蔭位が従四位下になる。ところが、経基の初めての叙位は「武藏介」である可能性が高く、『六国史』に挙げられた武藏介はすべて五位かそれ以下であるらしい。つまり、経基の初叙位だけを取ってみても、決して陽成孫王ではないことを証明してしまっている。

一方で、陽成源氏説を採る研究者がこの不正事件を取り上げることはせず、「告文」の存在のみに頼っているのも事実であり、どのような見解を述べるのか気になるところでもある。

七．元平親王と源経基の生年について

次に、関係者の生年について検討してみる。まず元平親王の生年であるが、その兄にあたる第一皇子元良親王は『尊卑分脈』から寛平二年(八九〇)生まれと判断できる。また、弟の第三皇子元長親

王は同史料から延喜元年(九〇一)と考えられ、この間が元平親王の生まれた可能性のある期間である。

一方の経基は、その父貞純親王の生年を貞観十二年(八七〇)から十五年の間とする先学の研究があり、長男満仲の生年から判断し、延喜元年前後とみられる。したがって、元平と経基が親子関係である可能性は無きに等しい(なお、『尊卑分脈』が記す満仲の生年(延喜十二年)は信用できない)。そもそも陽成源氏説を唱える研究者は、登場人物の生年を検討することで、元平親王と経基の親子関係が生物学的に成立しないことは薄々わかつているようで、この状況だけを取り上げても「告文」内の系譜に無理があることは隠しようがないのである。

八．まとめ

以上、本稿は、およそ千年前に元平親王がやってしまった不正事件と、このことが後の「頼信告文」の内容に少なからず影響を及ぼした可能性があることを指摘してきたが、まとめると以下の如くである。

・陽成天皇第二皇子の元平親王

が起こした不正事件のあらましは、源経忠が元慶御後の二世孫王を詐称して叙爵されることを画策したことであつた。

・しかし、経忠が貞観御後であることが発覚したが、状況から判断し、間違いなく貞純親王の子と思われる。

・彼らが事件を起こした理由のひとつに、貞観御後にのみ適用される特例の蔭位の存在があつた。

・六孫王経基にもその蔭位が適用された可能性があり、初叙位が五位以下であつたことが想定できる。

・したがつて、経基は経忠と同じような環境下であり、経忠と同様の問題を抱え、同様の行動を起こすことも想定でき、さらに兄弟もしくは同一人物と見なしても不思議ではない。

・明治になり、「頼信告文」の内容をもとに武門源氏を「清和源氏」ではなく「陽成源氏」が正しいと言う新説を主張する星野恒が論争を巻き起こした。

・しかし、「告文」は史料として、事実に反する記述があると指摘する研究も徐々にあらわれだした。

・不正事件を知る頼信の心情を察すると、「告文」の系譜部分の内容は、事実を伝えていない可能性が高い。

・元平親王と経基の生年を検討すると、どう見ても親子関係が成立するとは言えない。

これらのことから、筆者は武門源氏である清和源氏を「陽成源氏に言い替えるべき」ではないと勘案する。その根拠のほとんどが、この不正事件から得られる情報を質実に検討した結果導かれることが中心となつている。一方で、星野説はこの「告文」のみに依拠するだけで、他の傍証史料はない。

また、この事件がなければ「告文」の系譜部分は別の記述になつていた可能性は十分ある、と言いつてもいいだろう。もちろん論争自体も起こるはずもない。

元平親王のやつてしまったこの事件はもちろん罪ではあるが、千年後、偶然にも歴史研究論争に状況証拠としての材料となり得たことは、ある意味、非常に役に立った事件であつたと皮肉ることが出来よう。仮に、経忠が経基であることが証明されれば、完全に陽成

源氏説は崩壊するわけだが、逆に、経基が元慶御後であり、元平親王の子であると証明することの方がはるかに難しいと思われる。

参考文献

・宝賀寿男「陽成源氏の幻想」『姓氏と家紋』五六号 一九八九

・赤坂恒明「世ノ所謂清和源氏ハ陽成源氏ニ非ザル考」『源朝臣経基の出自をめぐる』『聖学院大学総合研究所紀要』二五二〇〇三

・藤田佳希「源経基の出自と「源頼信告文」」『日本歴史』八〇五二〇一五

参考文献

参考文献

・竹内理三『武士の登場』中央公論社（日本の歴史6）一九六五

・隴谷寿「清和源氏の発祥」『清和源氏』教育社 一九八四

・元木泰雄「武門源氏の祖「経基」

『源満仲・頼光』ミネルヴァ書房 二〇〇四

